

「(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる
北九州市づくり条例」の骨子 (案)

条例の名称

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例

1 前文

- 共生社会の実現の必要性
- 障害福祉のまちづくりや障害を理由とする差別の解消に向けたこれまでの取組み
- 障害のある人への差別の実態や差別の解消に向けた課題
- 市、事業者及び市民が一体となって障害を理由とする差別の解消に取り組む決意

2 目的

- 北九州市における障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務（役割）を明らかにするとともに、障害及び障害のある人に関する理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消のための基本的な事項を定める。
- これにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

3 定義

- 「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 「障害を理由とする差別」とは、不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮を行わないことをいう。
- 「不当な差別的取扱い」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害又は障害に関連する事由を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することをいう。
- 「合理的配慮」とは、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。
- 「事業者」とは、市内で商業その他の事業を行う者をいう。

4 基本理念

- 全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 何人も、不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害してはならないこと。
- 社会的障壁の除去のために、合理的配慮を行うことが推進されること。
- 障害を理由とする差別の解消にあたっては、障害のある人との建設的な対話を通じて、相互理解を図りながら解決することを基本とすること。
- 全ての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 障害に加えて性別による複合的な要因による差別を受けやすい障害のある女性や、年齢に応じた適切な支援が必要である障害のある子どもなど、全ての障害のある人について、障害の状態のほか、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされること。

5 市、事業者、市民の責務や役割

- 市は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解を深める研修等の取組みを行うとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解を深めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 障害を理由とする差別の禁止

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

- 市及び事業者は、障害を理由として、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いをしてはならない。

(福祉サービスの分野)

- 生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思に反して、障害者支援施設などへの入所（入居を含む。）及び通所を強制すること。

(医療の分野)

- 生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 法令に特別の定めがある場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人の意思に反して、医療を受けることを強制すること。

(商品販売・サービス提供の分野)

- サービスの本質を著しく損なう場合など合理的な理由がある場合を除き、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(労働及び雇用の分野)

- 業務の性質上やむを得ない場合など合理的な理由がある場合を除き、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 業務を適切に遂行することができないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること又は退職の勧奨若しくは解雇の対象とすること。

(教育の分野)

- 障害のある児童生徒若しくはその保護者の意見を聴かず、又は十分な情報提供を行うことなく、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等を勘案せずに、就学する学校を決定すること。

(建築物及び公共交通機関の分野)

- 建物や車両などの構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、建築物や公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(不動産取引の分野)

- 建物の構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(情報提供及び意思表示の分野)

- 情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害する恐れがあると認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人に対する情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 障害のある人が用いる意思表示の方法ではその意思を確認することに著しい支障がある場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人から意思表示を受けようとする者が、意思表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(2) 合理的配慮の提供

- 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人(障害のある人が障害により意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障害のある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

- 事業者は、その事業を行うに当たり、障害のある人(障害のある人が障害により意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障害のある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、主体的かつ適切に、合理的配慮をするように努めなければならない。

7 障害を理由とする差別に関する相談及び解決

(相談)

- 何人も、市に対して、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。
- 市は、相談を受けた場合は、事実確認、情報提供、助言、調整等を行う。

(紛争解決を図るための調整機関の設置)

- 市は、障害を理由とする差別にかかる紛争の防止又は解決を図るため、調整機関を設置する。
- 調整機関は、委員7人以内で構成する。
- 委員は、障害のある人又はその家族、学識経験のある者、弁護士、事業者の代表、障害のある人の福祉に関する事業に従事する者その他市長が適当と認める者の中から、市長が任命する。
- 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(助言・あっせん)

- 障害のある人及びその家族等は、相談により事案の解決が図られない場合に、市長に対して、調整機関による助言・あっせんを求める旨の申し立てができる。
- 市長は、申立てに係る事実についての調査を行う。この場合、調査の対象者は正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 市長は、調整機関に対し、調査結果を通知するとともに、助言・あっせんを行うことについて審議を求める。
- 調整機関は、必要があると認めるときは、助言・あっせんを行う。なお、助言・あっせんを行うにあたり、当該事案の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告・公表)

- 調整機関は、事案の当事者が助言・あっせんに従わない場合は、市長に対して、事案の当事者への勧告を行うことを求めることができる。
- 市長は、調整機関からの求めに応じて、事案の当事者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 市長は、正当な理由なく、当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。
- 市長は、公表しようとするときは、当該対象者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

8 障害を理由とする差別を解消するための基本的な施策

(啓発活動の推進)

- 市は、事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発その他必要な施策を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

- 市は、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する事例又は障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みに関する情報を集積し、市民に情報提供を行うものとする。

(交流の機会の拡大)

- 市は、障害のある人と障害のない人、又は障害のある人同士の交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するものとする。

(表彰等)

- 市は、障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関し顕著な功績がある者について、その取り組みを称賛するとともに、市民に周知するために表彰等を行うことができる。